

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術

【注の追加】

K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

【注の追加】

K 6 8 8 内視鏡的胆道ステント留置術

【注の追加】

K 7 3 5 - 2 小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）

【注の追加】

第10款 尿路系・副腎

K 8 0 3 膀胱悪性腫瘍手術

【注の追加】

(追加)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

(追加)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

(追加)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

(追加)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

(追加)

注 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。